

【報告第1号参考資料】

平成30年度泉南市一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置について

1. 講じた措置

(1) 事務執行に関する指導の徹底

市民の信託に応え、信頼される市政の推進に一層努めるため、職員一人ひとりが服務規律及び適正な事務処理の徹底を図り、全体の奉仕者として自覚を強く持って行動するよう全職員に指針等の周知徹底及び適正な事務処理について通知した。

(2) 職員の意識の醸成向上

不適切な公金の取扱い、事務処理が発生したことを受け、「会計事務研修」、「公務員倫理研修」、「業務マニュアル作成研修」及び「メンタルヘルス・ラインケア研修」を実施した。

(3) 出納事務の適正化

会計事務に関しては、現金取扱マニュアルの確認及び現金取扱員の報告等、公金取扱業務に関する調査を行った。

(4) 事務引継ぎの徹底

事務引継ぎ時の遺漏の防止及び事務の安定的かつ継続的な遂行を確保するため、「泉南市職員事務引継ぎ規程」の周知を行い、その記載内容の徹底を図った。

この措置に加え、環境整備課においては、日常業務管理の徹底のため、「し尿汲取券に関する現金取扱マニュアル」を作成し、全課員が業務手順を容易に確認できる仕組みを構築し、更にチェック機能の強化のため、業務チェックシートを作成した。

また、保険年金課においては、交付金申請事務に係るマニュアルを作成し、複数人によるチェック体制の構築を図った。

2. 今後の取組

(1) 内部通報制度の充実

「泉南市職員の行動指針」に定める内部通報制度について、職員に一層の周知啓発を行うとともに、非違行為に対する抑止力と規範意識の向上に努め、透明で適法かつ公正な市政運営を確保するため、制度の充実を図る。

(2) 内部統制制度の導入

公金横領や不適切な事務処理など、職員の不祥事を教訓として、失墜した市政に対する市民の信頼回復と再発防止、職員のコンプライアンスの確立を図るため、内部統制制度の導入を進める。